

厚生労働大臣が定める掲示事項

I. 入院基本料に関する事項（2階病棟・4階病棟）

当病棟では1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と7人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間毎の配置は下記のとおりです。

療養病棟入院料 1

時間帯	看護職員・看護補助者それぞれ1人当たりの受け持ち患者数
朝8時 ～ 夕方17時まで	10人以内
夕方17時 ～ 深夜1時まで	23人以内
深夜1時 ～ 朝8時まで	23人以内

II. 入院時食事療養に関する事項

当院では入院時食事療養費（I）入院時生活療養費（I）の届出を行っており管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。